

線量限度

国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と国内法令の比較

		職業被ばく		公衆被ばく	
		国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に関する法令 (日本) 平成24年3月時点	国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に関する法令 (日本) 平成24年3月時点
実効線量の線量限度		定められた5年間の平均が20mSv いかなる1年も50mSvを超えるべきでない	勧告に同じ	1 mSv/年 (例外的に5年間の平均が年当たり1 mSvを超えなければ、単一年に限度を超えることが許される場合がある)	線量限度の規定はない (事業所境界の線量限度、排気排水の基準は1 mSv/年を基に設定している)
等価線量限度の	眼水晶体	150mSv/年	150mSv/年	15mSv/年	—
	皮膚	500mSv/年	500mSv/年	50mSv/年	—
	手先、足先	500mSv/年	—	—	—
職業人 (女子の場合) の線量限度		妊娠の申告以降の妊娠期間に胎児の等価線量(子宮内被ばく)が1 mSvを超えないようにする	5 mSv/3か月 妊娠の事実を知った後、出産まで 腹部表面の等価線量限度2 mSv 内部被ばく1 mSv	—	—

mSv : ミリシーベルト

出典 : 国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告
放射線障害の防止に関する法令 (平成24年3月時点) より作成

線量限度

国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と我が国の対応

	国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告		東京電力福島第一原子力 発電所事故での対応
職業被ばく	救命活動 (情報を知らされた志願者)	他の者への利益が 救命者のリスクを 上回る場合は線量 制限なし	厚生労働省電離放射線障害防 止規則の特例 緊急時被ばく限度を従来の 100 mSv から 250 mSv に一時的に 引き上げ (平成23年3月14日から同年 12月16日まで) 電離放射線障害防止規則の一 部を改正し、特例緊急被ばく の上限を 250mSv とした(平 成28年4月1日から施行)
	他の緊急救助活動	~ 500 mSv	
公衆被ばく	緊急被ばく状況	20~100 mSv/年 の 範囲で決める	例 計画避難地域での避難の基準: 20 mSv/年
	復旧時 (現存被ばく状況)	1~20mSv/年 の範 囲で決める	例 長期的に目標とする追加被ば く線量: 1 mSv/年

mSv : ミリシーベルト

出典 : 国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告
厚生労働省電離放射線障害防止規則の特例 より作成

食品の規制値の比較

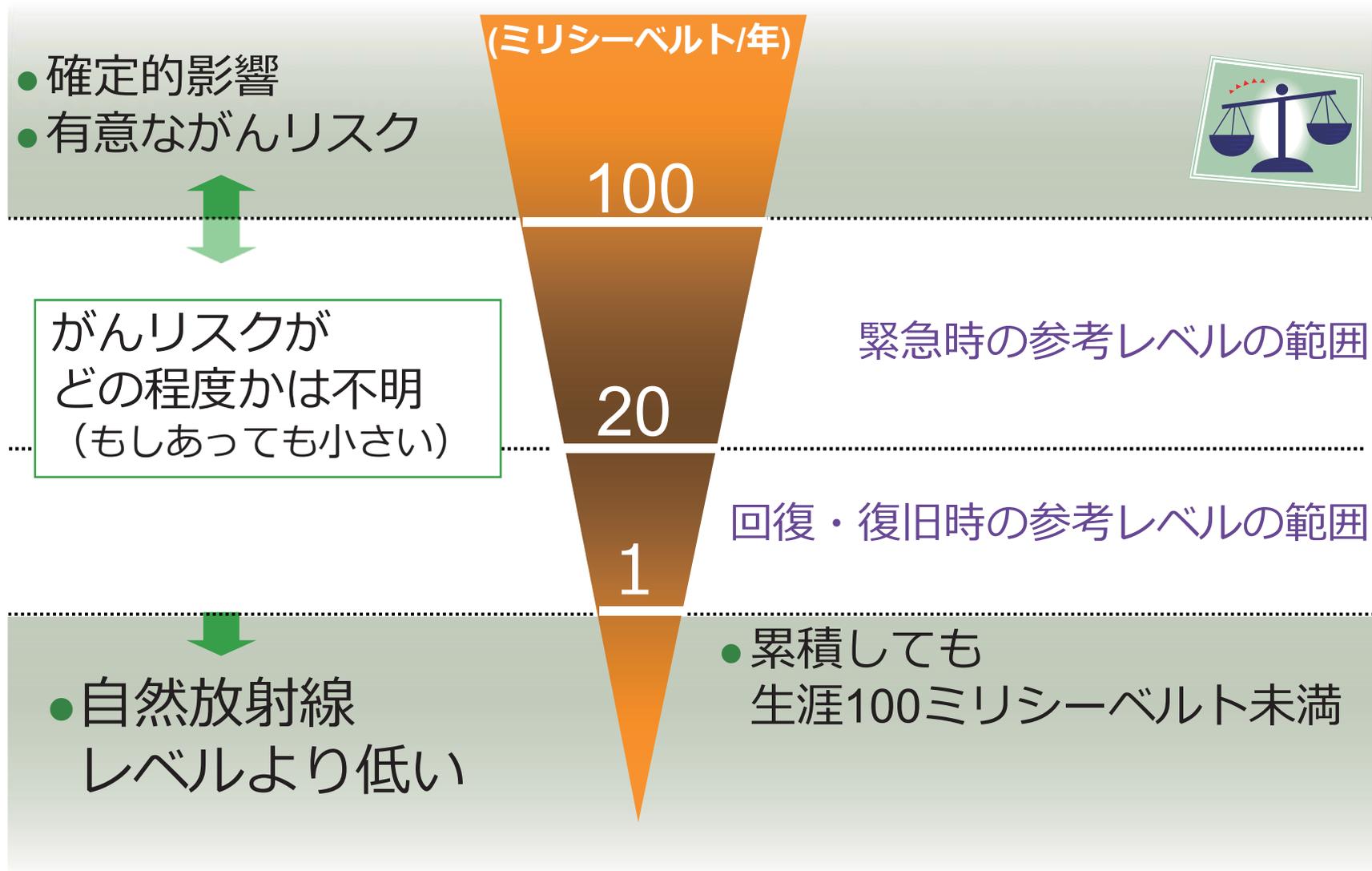
食品中の放射性セシウム濃度の規制値

	日本 基準値 (平成24年4月～)	コーデック 委員会※	EU(域内の 流通品)	アメリカ	韓国
飲料水	10	1,000	1,000	1,200	370
牛乳	50	1,000	1,000	1,200	370
一般食品	100	1,000	1,250	1,200	370
乳児用食品	50	1,000	400	1,200	370

単位はベクレル/kg

※消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定等を行っています。

被ばく線量と健康リスクとの関係



出典：国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告より作成